

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		限度額適用認定証の再交付
根拠法令及び条項		国民健康保険法施行規則第27条の14の2第5項
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保険税賦課係
審査基準	関係条項	第26条の3第5項の準用
	基準 (未設定の場合はその理由)	第27条の14の2第5項 第7条の2(第3項ただし書を除く。) 及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定) 第26条の3第5項 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(令和7年7月1日最終変更)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1週間程度
標準処理期間	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)